

鈴鹿都市計画地区計画の決定（鈴鹿市決定）
 都市計画白江地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	白江地区 地区計画	
位 置	鈴鹿市白子町外 地内	
面 積	約3.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、近鉄名古屋線白子駅より西方約1.0kmに位置し、組合施工の土地区画整理事業が事業化されている地区である。</p> <p>当区画整理事業は、鈴鹿市の玄関口として相応しい環境整備を行い、健全な市街地整備を目指すものとして、事業を推進している。</p> <p>今回、土地区画整理事業における仮換地指定の段階に至り、事業区域とその周辺において用途地域の変更を行うことから、地区計画による従来からの高さ制限10mを残すことで、用途緩和に伴う既存低層住宅の居住環境の悪化を防止し、更には統一された良好な住環境の創出を図ることを目的としている。</p> <p>このように、用途地域の変更と同時に地区計画を定めることで、高齢化社会への対応と日常生活の利便性を兼ね備えた「都市型住環境」としての機能をもたせた「コンパクトシティの実現」を目指していく中で、良好な住環境の保全を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>第一種中高層住居専用地域の指定を予定している区域のうち、既存低層住宅が建ち並んでいる一定の区域をA地区とし、従来からの建築物の高さの制限を指定することで、既存住宅地とその周辺の住環境の維持を図る。また、同じくA地区の付近に位置するB地区についても建築物の高さ制限を設けることで統一された良好な住環境の創出を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境を維持するため、建築物の高さについて制限を定める。</p>

2. 地区整備計画

地区の名称			白江地区		
面積			約3.2ha		
地区整備計画	地区の分	名称	A地区	B地区	
		用途	第一種中高層住居専用地域		
		面積	約2.0ha	約1.2ha	
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物	なし	
		建築物の敷地の最低限度		なし	
		建築物の高さの最高限度		10m	
		建築物の壁面の位置の制限		なし	